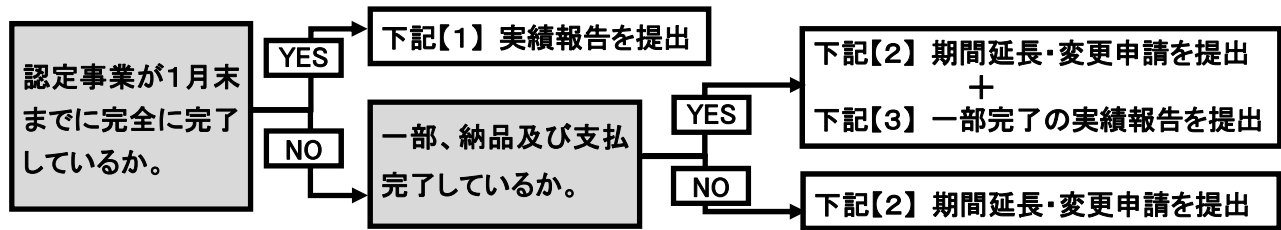


補助金実績報告の提出期限等について【重要】

「鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金」の事業認定を受けられた事業者様のうち、まだ交付申請書兼実績報告書をご提出いただけていない方へのご連絡です。
(既にご提出いただいた事業者様で、本書が届いた場合は申し訳ありません。)

【1】交付申請書兼実績報告又は【2】期間延長の変更申請 が、2月10日(金)までに提出されない場合、補助金の事業認定は失効しますのでご注意ください。



【1】 貴社は、「鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金」の事業認定を受けておられますが、認定事業の実施期間は令和5年1月31日までとなっておりますので、事業完了の上、交付申請兼実績報告書を令和5年2月10日までに提出して下さい。

○1月末までに事業完了した場合 ⇒ 交付申請書兼実績報告書を提出

- ◆提出物：①交付申請書兼実績報告書（様式第3号）
- ②補助事業収支決算書（様式第4号）
- ③補助事業実施報告書（様式第5号）
- ④事業の実施状況や成果を確認できる資料（成果物の写真等）
- ⑤支出の事実等を確認できる資料（契約書・納品書・請求書・領収書・振込伝票・通帳の写し等）
- ⑥口座振込依頼書

◆提出期限：令和5年2月10日(金) ◆提出方法：郵送 又は 電子申請



【2】 納品・納期遅れ等で1月末までの事業完了が困難な場合は、事業期間を延長することができますので、事業計画変更申請書を令和5年2月10日までに提出して下さい。

○1月末までに事業完了が困難な場合 ⇒ 期間延長の変更申請を提出

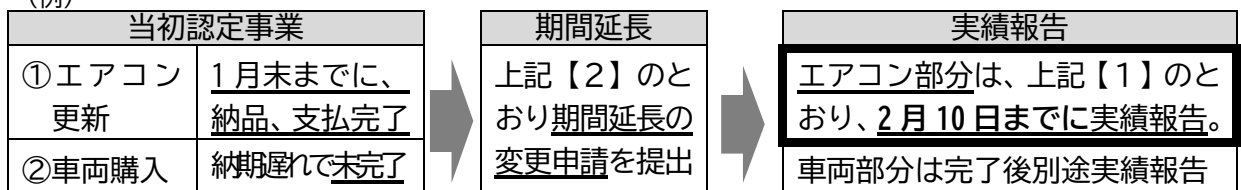
- ◆提出物：①事業実施（変更）計画書（様式第1号）

◆提出期限：令和5年2月10日(金) ◆提出方法：郵送 又は 電子申請



【3】 1月末までに一部完了している場合、期間延長と合わせて当該完了部分の実績報告を行って下さい。(事業が一体不可分の場合は、全事業完了後に実績報告を行って下さい。)

(例)



<問合せ先> 0857-26-7855

<郵送先> 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事務局

